

平成 23 年 6 月 14 日

商工労政課

ダイヤルイン 0742-34-4741

奈良市住宅リフォーム助成事業の実施について

20 万円（消費税等相当額を含む）以上の増改築・リフォーム工事に對し工事費の 10% 最大 10 万円を補助します。

【目的】

市は、市内の住宅関連産業への需要を喚起し、地域経済の活性化と住環境の向上を目的とし、住宅リフォーム工事を市内の施工業者を利用して行った人に対して、費用の一部を補助します。

【補助要件】

補助対象者：次の条件を満たす人

市内にお住まいの人

ただし、単身赴任その他止むを得ない理由により市外に住所のある者が市内に住居を所有し、その住居に家族が住んでいる場合は対象となります。

市税の滞納がない人

補助対象住宅

既存の登記済み住宅（居住部分のみ）

借家にお住まいの場合、住宅所有者の同意書等が必要となります。

補助対象工事：次の条件を満たす工事

増改築・リフォームに要する費用（消費税等相当額を含む）が 20 万円以上のもの

市内の施工業者によって施工されるもの

補助金交付決定後に着工し、平成 24 年 2 月 29 日（水）までに完了の報告ができるもの

【補助率・補助限度額】

補助対象工事費用（消費税等相当額を含む）の 10%（1 万円未満は切り捨て）

ただし、補助交付金額は、10 万円を限度とします。

【申請受付期間】

平成 23 年 7 月 1 日（金）～12 月 9 日（金）

なお、申請書の交付も平成 23 年 7 月 1 日からとなります。

予算額は 1,000 万円です。予算がなくなり次第終了します。

補助金の交付申請は、同一の申請者について 1 回限りとします。

【問い合わせ】 商工労政課 0742 - 34 - 4741